



市内局番を確かめておかけください

南あわじ市役所  
総合窓口センター  
緑 庁舎 ☎44-3001  
西淡庁舎 ☎37-3011  
三原庁舎 ☎43-5021  
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】  
総務部  
市長公室 ☎43-5002  
総務課 ☎43-5001  
防災課 ☎43-5006  
情報課 ☎43-5003  
さんさんネット ☎43-2345  
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004  
議会事務局 ☎43-5005

【緑庁舎】  
健康福祉部  
福祉課 ☎44-3002  
長寿福祉課 ☎44-3005  
保険課 ☎44-3003  
健康課 ☎44-3004

【西淡庁舎】  
産業振興部  
商工観光課 ☎37-3012  
水産振興課 ☎37-3013  
都市整備部  
管理課 ☎37-3014  
建設課 ☎37-3015  
都市計画課 ☎37-3016  
教育委員会(教育部)  
教育総務課 ☎37-3017  
学校教育課 ☎37-3018  
人権教育課 ☎37-3019  
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】  
市民生活部  
市民課 ☎43-5023  
税務課 ☎43-5022  
生活環境課 ☎43-5024  
農業振興部  
農林振興課 ☎43-5025  
農地整備課 ☎43-5026  
地籍調査課 ☎43-5027  
農業共済課 ☎42-6210  
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】  
財務部  
財政課 ☎50-3033  
管財課 ☎50-3034  
国体推進室 ☎50-3036  
上下水道部  
企業経営課 ☎50-3037  
水道課 ☎50-3038  
下水道課 ☎50-3039  
会計課 ☎50-3040

### 通勤・通学者へ交通費を助成

高速バス等を利用される通勤・通学者を対象に、交通費の助成制度があります。詳細は次のとおりです。

▽対象者 ①島外へ高速バス・船舶を利用して通勤・通学者の方。②一般路線バスの利用だけでは通学者が困難であるため、高速バスを利用して島内の学校へ通学者の方

※①②ともに市内に居住し、定期券を購入される方に限ります

▽助成区間 ①高速バス路線  
②高速バスのバス停から高速舞子または小鳴門橋バス停まで。③船舶の航路  
④島内の乗船場から次の乗船場まで

※①②ともに、一般路線バスの区間は対象外

▽助成額 通勤者 ①助成区間

の定期額から通勤手当を差し引いた金額の20%、通学者 ①助成区間の定期額の30%

▽申請に必要な書類 ①在職または在学証明書(通学証明書も可) ②助成の対象となる定期券の写し ③通勤・通学者交通費助成金交付申請書(様式第1号) ④通勤手当支給額証明書(様式第2号) ⑤請求書兼振込依頼書(様式第3号)

※年度内の継続申請の場合、①の添付は省略できます。

※③④⑤については、総合窓口センターと市のホームページで取得できます

☎市長公室 ☎43・5002

### 西淡志知処理区で下水道が使用できます 福良・賀集・北阿万も拡大

平成16年度から工事を始めていました西淡志知浄化センターがこの度完成し、飯山寺・志知南・志知北・志知・鉦地区で下水道が使用できるようになりました。

#### 排水設備の工事を

下水道が使用できる5地区で建物を所有する方は、庭先などに設置した「公共ます」に家庭の風呂や台所、トイレなどの排水管を接続し、生活排水が下水道管に流れ込むように排水設備の工事をお願いします。

申請は「指定工事業者」へ

これらの改造工事や水回りの工事は、南あわじ市が指定した「排水設備工事指定工事業者」でなければ施工できません。



西淡志知処理区の供用開始区域

### 春の全国交通安全運動

◆期間 4月6日～15日の10日間

◆運動重点 ①子どもと高齢者の交通事故防止 ②交差点の交通安全 ③自転車の安全利用の推進 ④シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

《南あわじ交通対策協議会》

◆体格に合ったシートを使用しましょう

▽乳児用シート…新生児～1歳頃、身長70cm以下、体重10kg未満

▽幼児用シート…1歳～4歳頃、身長100cm以下、体重9～18kg

▽学童用シート…4歳頃～10歳頃、身長135cm以下、体重15～36kg

★後部席でもシートベルトを着用しましょう

### 下水道使用区域の拡大

新たに3月31日より次の区域が拡大されました。排水設備の工事をお願いします。

- ◆福良処理区 Ⅱ本町、東本町、東一丁目、西一丁目
- ◆賀集処理区 Ⅱ賀集
- ◆阿万処理区 Ⅱ新田中・筒井

#### 訂正とお詫び

広報南あわじ3月号の「早期接続減免対象地区・津井処理区」の本村、西本村、中央も対象地区です。

### 地籍調査成果を 法務局へ備付

地籍調査の成果である「地籍簿・図」が次の法務局に備付けられました。

- ◆神戸地方法務局三原出張所・灘山本の一部(平成5年度)
- ☎地籍調査課 ☎43・5027

### 小中学校等へ新入学される児童・生徒の保護者の皆さまへ 入学祝金の申込みはお済みですか？

南あわじ市では、小学校および中学校等に新入学される児童・生徒の健やかな成長をお祝いするため、祝金をお贈りします。

▽支給対象 小学校、中学校、中等教育学校、盲・ろう・養護学校の小・中等部の第1学年に新入学される児童生徒の保護者の方で、当該年度の4月1日現在(今回は平成18年4月1日現在)において、南あわじ市内に住所を有する方

▽金額 児童生徒お一人につき1万円。保護者名義の口座へ振り込みます

▽申請方法 3月下旬に郵送で「南あわじ市入学祝金口座振込依頼書」をお送りしています。必要事項を記入し、押印のうえ、4月10日(月)までに、総合窓口センターか、教育部学校教育課(西淡庁舎)まで提出ください。

※4月10日以降も申請はできますが、入金が遅くなります

※書類を紛失された方、お手元に届いていない方は次の連絡先までお電話ください

☎学校教育課 ☎37・3018



### 4月1日から 高齢者虐待防止法が施行

高齢者の権利を擁護するため、虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が4月1日から施行されます。

#### 法律の概要

- ◆虐待の定義 65歳以上の高齢者に対する殴るけるなどの身体への暴行
- ◆食事を与えないなどの長時間の放置
- ◆無視や暴言などで心理的外傷を与える行為
- ◆性的虐待
- ◆本人の承諾なしに年金などの財産を奪ったり、財産を家族らが勝手に処分するなどの経済的虐待
- ◆虐待の通報義務
- ◆高齢者を養護する者による虐待を発見した者に、市町村への通報義務が定められました
- ◆市町村の対応 虐待の通報を受けた市町村長は、速やかに高齢者の安全確認と通報の事実確認を行い、適切に老人福祉法による保護のための措置を講じます
- ◆高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていると判断される場合には、高齢者の自宅や、入所施設に立ち入り調査ができるようになります。その際、必要に応じて地元の警察署長に援助を求めることが出来るようになります
- ◆その他養護者支援の観点から、養護者の介護負担の軽減のための相談等にも応じます

#### 高齢者虐待の相談窓口

南あわじ市では高齢者虐待に関する通報・相談は地域包括支援センターが窓口となり、対応にあたります。

▽場所 緑庁舎、長寿福祉課内

▽連絡先 ☎44・3005、☎44・3035